

# 再審・えん罪事件全国連絡会ニュース

2020年6月25日 第99号

連絡先

〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階 日本国民救援会中央本部内  
電話:03-5842-5842 FAX:03-5842-5840 WEBサイト:[www.saishin-enzai.net](http://www.saishin-enzai.net)

## 目次

● 滋賀・湖東記念病院人工呼吸器事件 西山美香さんの無罪判決が確定	p1
● 兵庫・花田郵便局強盗事件 再審、国賠、相次ぎ請求棄却	p2
● 滋賀・日野町事件 再審棄却した裁判官、再び審理に	p3
● コロナ禍での収容者の命と人権守れ 森まさこ法務大臣へ要請	p4
● リポート 韓国矯正施設の電話事情 客野美喜子さん	p5
● リポート 事件当事者、家族への支援活動 濱嶋隆昌さん	p6
● コロナ禍での獄中は——獄中からの手紙	p9
● 名張毒ぶどう酒事件 「自白」との矛盾、決定的に 15年ぶり証拠開示	p10
● 鹿児島・大崎事件 原口さん、4度目の再審請求	p11
● リポート 茨城における再審法改正運動 大名章文さん	p12
● なくそう冤罪、救おう無実の人びと 全国いっせい宣伝行動2020の取り組み	p14

## 滋賀・湖東記念病院人工呼吸器事件

# 西山美香さん 無罪判決が確定

大西裁判長が説諭で支援運動を評価

滋賀県の湖東記念病院で、人工呼吸器のチューブを外して入院患者を殺害したとして、殺人罪で懲役12年が確定し服役した元看護助手の西山美香さんの再審公判で3月31日、大津地裁（大西直樹裁判長）で判決公判があり、無罪判決が言い渡されました。検察が上訴権を放棄し、無罪が確定しました。

判決で大西裁判長は、患者は致死性不整脈や他の原因で死亡した可能性がある」と指摘。また、西山さんの自白は大幅に変遷している上、医学的知見とも矛盾することから信用できないとしました。さらに自白は、西山さんが捜査官に抱いた恋愛感情を利用して作られたとして、任意性も認めませんでした。

患者の死亡については、「何者かによって殺害されたという事件性すら証明されておらず、犯罪の証



手渡された花束を手に笑顔の西山さん（中央）

明がない」と結論づけました。

## 裁判長が冤罪生む司法のあり方に言及

判決後に大西裁判長は、西山さんを見つめながら、今回の裁判が「捜査、裁判、刑事司法のあり方に問題提起することは間違いない」とする趣旨の説諭をおこないました。大西裁判長は、誘導的な取調べや不十分な証拠開示にふれ、「被告人の声に耳を傾けること、疑わしきは被告人の利益にという刑事裁判の原則に忠実になることの重要性をあらためて感じた」と述べました。また、「西山さんを受け入れ、支えてくれる多くの仲間にも出会えたと思う。ご家族、弁護士、獄友は大切な財産です」と強調しました。公正な裁判を求める支援者の運動を裁判所が評価したとも取れる異例の発言でした。

判決言い渡しを受け、裁判所の門前で待つ支援者の前に姿を現した西山さんは、両手でも持ちきれないほどの花束を渡され、無数の祝福の言葉を浴びました。

西山さんは、「皆さんのおかげで無罪判決をもらうことができました。弁護士、支援者の皆さんのおかげです。ありがとうございます」と述べ、あふれる涙をぬぐいました。

## 兵庫・花田郵便局強盗事件

# 再審、国賠、相次ぎ請求棄却

## 神戸地裁 証拠改ざん的事实を直視せず判断逃げる

6月15日、16日に、花田郵便局事件の「再審請求」「国賠裁判」の裁判が係属する神戸地裁刑事部、民事部が、相次いでジュリアスさんの請求を棄却する不当な決定、判決を出しました。さらに、15日には長らく連絡のなかった入管法の大阪高裁からも協議日程の打診ファックスが届きました。示し合わせたかのような裁判所の動き。ジュリアスさんは上訴します。(ジュリアスさんを守る会ニュースより)

### ■2つの裁判で不当な決定、判決

**国賠裁判** 6月16日(火)、警察の証拠改ざん、証拠隠しを追究する国賠裁判で、神戸地裁第2民事部(小池明善裁判長)は不当にもジュリアスさんの請求を棄却する決定を行いました。

**再審請求** また、この前日15日(月)、無実を訴え裁判のやり直しを求める再審請求でも、神戸地裁(第1刑事部:飯島健太郎裁判長)が棄却決定していたことが明らかになりました。

**違法捜査の判断を避けた判決・決定** ジュリアスさんは、証拠の写真が加筆されたり防犯カメラの映像が消されていること、犯人が落としていった帽子の毛髪がジュリアスさんと別人のものであるという警察の鑑定書が隠されていたことなど7点を証拠として訴えていました。

ところが、再審の裁判官は、これらの証拠に触れないで、「新証拠はない」として棄却。国賠の裁判官も、これらの証拠に触れないで、「消滅時効」として棄却。どちらも証拠にふみこめば証拠隠し、証拠改ざん的事实を認めるしかないため、判断を避けたことが明らかです(時効は成立しておらず、国・県(検察・警察)側が一応、主張しているだけで争点になっていません)。

### ■大阪高裁も不可解な動き

**入管法の裁判** ジュリアスさんは退去強制令の取り消しも大阪高裁(第12民事部)で争っています

が、高裁からは長らくから連絡がありませんでした。ところが突如、ジュリアスさんの弁護人に協議の日程を打診するファックスが届きました。このファックスも国賠判決の前日で、再審請求の棄却決定が出されたのと同じ15日（月）午後5時36分です。

**偶然と思えない3つの裁判の同時進行** 日本国憲法は、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立して」裁判を行うと規定します（第76条第3項）。これは上級や外部の圧力を受けない公正な裁判を保障するためですが、果たして3つの裁判所は独立しているのか疑いたくなる経過です。

### ■憤るジュリアスさん、奥さん悔し涙

この日は100席の大法廷にコロナウイルス対応で30人だけ傍聴。閉廷後は記者会見と報告集会を行いました。ジュリアスさんは「裁判官は証拠を見ていない。私は怒っている。とても怒っている」と話し、奥さんも涙で何度も言葉をつまらせながら「家族をまもるために頑張る」と話しました。大阪高裁に上訴して、3つの裁判をつづけます。ご支援をお願いします。

**【国賠裁判 抗議先】** 〒650-0016 神戸市中央区橋通2丁目2-1 神戸地方裁判所内  
神戸地方裁判所第2民事部合議B係 小池明善 裁判長 （電話 078-367-1127）

**【再審裁判 抗議先】** 〒650-0016 神戸市中央区橋通2丁目2-1 神戸地方裁判所内  
神戸地方裁判所刑事第1部 飯島健太郎 裁判長 （電話 078-367-1078）

## 滋賀・日野町事件

# 再審棄却した裁判官、再び審理に

長井秀典裁判長の交代求めて宣伝と要請

2018年に大津地裁で再審開始決定を勝ちとり、大阪高裁で即時抗告審がおこなわれている日野町事件。6月17日、これまで審理を担当していた裁判官が突如転任し、後任に長井秀典裁判官が大阪高裁第二刑事部の総括裁判官として就任。日野町事件の担当裁判長となることが弁護団に伝えられました。



長井裁判官は、第一次再審請求審において、阪原さんの自白は信用できるとして、請求の棄却を決定した裁判官です。（湖東記念病院人工呼吸器事件の原審の大津地裁でも裁判長も務め、西山美香さんに懲役12年の実刑判決を言い渡した）

冤罪日野町事件支援関西連絡会議は、6月22日、裁判所への要請行動と抗議の街頭宣伝をおこないました。要請では、「予断や偏見を持つ裁判官に公正・公平な審理は不可能」だとして、長井裁判官が自ら日野町事件の担当を辞退するか、大阪高裁が裁判長の交代をするよう求めました。

宣伝行動には35人が参加してビラ250枚を配布。ハンドマイクで阪原さんの家族が「再審請求が棄却されたときの落胆は今も忘れられない。公平を期待できない長井裁判長にはぜひ交代してほしい」などと訴えました。

## ■元裁判官からも批判の声あがる

再審の扉を閉じようと言わんばかりの裁判所の姿勢。こうした事態を受けて元裁判官経験者が声をあげています。元東京高裁判事で弁護士の木谷明さんは、6月25日に開かれる抗議集会に向けて「長井裁判長は即時抗告審の審理を回避すべき」とする旨のメッセージを表明。木谷さんは、阪原さんの自白は信用できるとして、詳細な理由を述べて再審請求を棄却した長井裁判長が、今回の審理では、まっさらな心境で自白の信用性を公平に評価することは考えられないと指摘。前審で述べた自分の意見に影響されて公平な判断ができないことは誰が見ても明らかで、「自ら忌避事由ありと認めて、即時抗告審の審理を回避すべき」と求めました。また、回避の判断をすることは「長井裁判長にとって決して不名誉なことではなく、むしろ英断として賞賛されるはずだ」と結びました。

## ■抗議の声が集中するなか、裁判所に変化が

日野町事件支援関西連絡会議は、6月23日、緊急に「長井秀典裁判長の即時交代を求める要請書」にとりくみ、団体・個人からの協力を呼び掛け、翌24日には早速届いた要請書を携え、裁判所に要請しました。

マスコミでも大きく報じられ、裁判所への批判が集中するなか、6月24日、裁判所に変化がありました。高裁総務課から伊賀弁護団長に面談を求める連絡があり、総務課の担当者から「高裁所長は面会しませんが、部総括のなかで対応を協議します」との回答があったといいます。連絡会議は引き続き要請を強め、長井裁判長の交代に向けて奮闘します。全国からのご協力をお願いします。

【送付先】日本国民救援会大阪府本部気付、冤罪日野町事件支援関西連絡会議

FAX：06-6354-7217 Eメール loves\_evol\_999@yahoo.co.jp

要請書の送付は、郵送で、ファックス、メールのいずれでもOKです。6月中旬に集中します。

## コロナ禍での収容者の命と人権守れ

# 森まさこ法務大臣へ要請

## 感染防止措置と家族面会の規制解除求め

再審えん罪事件全国連絡会は、4月27日、「新型コロナウイルス感染拡大の下での被告人、受刑者等の生命と健康の確保及び基本的権利の保障（とりわけ家族、支援者の面会制限の是正処置）を求める要請書」を、森まさこ法務大臣、大橋哲法務省矯正局長に送付し、要請しました。

法務省は、政府の「新型コロナウイルス感染対策・緊急事態宣言」を受け、要請時点で13都道府県71カ所で、被疑者や受刑者の面会を制限していました（弁護人は除く）。要請書では、刑事施設や留置施設は、密室、密集、密接の条件が揃ったリスクの高い施設であることから、適切な保健医療にもとづく対策が求められると強調。一方、感染拡大防止のための合理的な限度を超えた規制によって被収容者の人権が制約されることは許されないなどとして、法務大臣に次のような処置をとることを要請しました。

## ■是正を求める当面の緊急要請事項

### 1、施設内での感染防止を実現

- ①被収容者の正確な感染状況を知るうえで速やかにPCR検査を実施し公表する
- ②全被収容者へマスクを配布し、着用を認め、促す
- ③食事前の手洗い、定期的な施設の消毒の実施等、衛生管理を徹底する
- ④「三つの密」の状況での刑務作業を中止する
- ⑤被収容者が感染、また感染が疑われる場合は、外部の社会と同等水準の医療を行う

### 2、面会制限、外部交通権の確保

- ①これまで面会が認められていた家族及び支援者には、電話やネットなどによるアクセスを保障する
- ②事前の検温やマスク着用を義務化し、安全性を担保しながら面会を実施する

### 3、すべての被収容者に感染症対策を周知徹底させる

職員による感染症対策を日本語を理解しない被収容者にも周知徹底を図るために、多くの言語に翻訳して、配布または回覧・展示などの方法を講じる

### 4、関連する省庁、裁判所との連携

- ①警察の留置施設は「三密」を回避できず医師もいないため、できるだけ身柄拘束せず在宅捜査する
- ②検察庁はできる限り被疑者・被告人の身柄拘束の請求をやめ、裁判所の保釈決定に従う
- ③政府が予定する国民への給付金について、全被収容者に給付されるよう総務省と調整する

※必要書類はホームページに関連資料と合わせてアップしてあります

## レポート 獄中から家族に電話、ビデオ通話も

# 韓国矯正施設の電話事情

「なくせ冤罪！市民評議会」代表 客野美喜子さん

韓国人男性 K さん（当時 34 歳）は、2004 年に熊谷市で同居女性を殺害したとして、2009 年に有罪判決（懲役 13 年）が確定し、府中刑務所に服役しました。一審当時から彼の無実を信じて支援していた私は、身元引受人として面会を続けました。

2014 年、受刑者移送条約により韓国の「教導所」（日本の「刑務所」）に移送された K さんは、私の自宅に国際電話をかけてきました。移送直後の分類審査により、偶発的な初犯であること、刑期の半分以上を終えていることなどから、「2 類」に分類されたので、すぐに国際電話カードを購入したとのこと。それ以来、2017 年の仮出所まで、次回の電話を予告する手紙が届き、その日時に待機して電話を受けるようにしていました。1 回の通話 3 分は、あっという間ですが、お互いに元気な声を聞いて安心できました。

ちなみに、各類の電話回数は、「1 類」月 5 回、「2 類」月 3 回、「3 類」必要時月 2 回、「4 類」使用



客野美喜子さん

禁止（必要時月1回）。相手は、国内外の誰でもよい（但し共犯関係者を除く）ので、家族や友人に限らず、たとえば人権団体などに相談の電話をかけることも出来るのだそうです。

韓国が早くから外部交通に電話を導入したのは、収容初期から家族や友人との絆を強化する（遠方など面会困難な問題も解消できる）ことが、社会復帰と再犯防止に有益との理由からです。1類と2類の収容者が全体の40%近くを占めているので、これは模範囚だけの優遇措置ではありません。現在は、パソコンやスマホ（登録制）によるビデオ通話も普及しています。はじめ試験的に導入した当時は、家族の自宅パソコンだけでしたが、その後、どこからでも通話出来るようにしてほしいとの要望があったのでスマホでもよいことになったとのこと。このように韓国の場合は、常に改善の努力を続けているのです。

日本の刑務所も（コロナ禍による面会禁止の代替措置にとどまらず）、外部交通としての電話使用を本格的に開始する時期に来ているのではないのでしょうか。（巻末に関連ニュースの記事を掲載）

## レポート 事件当事者、家族への支援活動

### 神戸質店、花田郵便局事件へのコロナ給付金問題を焦点に

国民救援会兵庫県本部 事務局長 濱嶋隆昌さん

国民救援会の専従になったばかりの駆け出しの頃、どんな事態があったとしても在獄者と家族のことを忘れてはいけなくて先輩たちから厳しく躰をされました。コロナ禍が蔓延する過程でもその言葉を思い出し、獄中にある神戸質店事件の緒方秀彦さん（無期懲役）とお母さん、そして、出入国管理局による仮放免という立場におかれている花田郵便局事件のジュリアス（仮名）夫妻への支援を心がけてきました。

そのなかで、特に新型コロナウイルスにかかわる特別定額給付金の支給確保をめぐる兵庫県の関係者の活動を報告します（なお、現在、対応の最中で、日々状況は進展しています。まとまらない中間報告となることをご了承ください）。

※記事は2020年5月26日時点の状況です。



濱嶋隆昌さん

#### 1 在獄者：神戸質店事件・緒方秀彦さん（無期懲役・岡山刑務所）のケース

##### 岡山刑務所の外部交通と緒方さん激励

4月の段階で確認したところ岡山刑務所の面会は入室時の消毒とマスク着用は必要ですが、基本的に通常通り行われていました。刑務所は面会者にマスク持参を要請していましたが持っていない場合は官給品を使用して面会は可能とのことでした。

しかし、お母さんの年齢と、県境を越えた移動にあたることから、当時、まだ自粛要請は始まっていませんでしたが、お母さんの月例面会を当面、見合わせることにしました。お母さんとは、緊急事態宣言解除後、6月に入って感染拡大の状況を見定めてから再開を検討しようと話しており、その旨、緒方さんや関係者に伝えています。

しかし、コロナ禍の下、緒方さんの第一の心配事はお母さんの健康だと推察できます。そこで、緒方さんにはハガキをこまめに出して、お母さんの様子を伝えるように務めました。案の定、お母さんに届いた獄中からの手紙には、（お母さんの言葉によると）とにかく、感染が心配だから外出するなど、

念押しされているとのことでした。こちらからは、ハガキを出す前には必ずお母さんと電話で話し、たとえば、「お米のような重い買い物は宅配をしてもらっている」など、日常の様子とともに「お母さんは元気そう」など、安心できる一言を添えています。

また、国民救援会としては救援新聞県版ほか、発行する文書には頻りに緒方さんほか、在獄者の住所を記載して激励をよびかけました。

## 受刑者への給付金

支援者で心配したのは特別定額給付金の支給です。当初は受刑者に対する給付については否定的な世論があると聞いていたので困難を予想していました。しかし、そんなとき、再審・えん罪事件全国連絡会と国民救援会中央本部が、法務省宛てにコロナ禍のもとでの被収容者の権利保障を求める要請書（\*1）を郵送で送付、要請したのですが、その一項目（\*2）に、すべての収容者への給付が要求として盛り込まれていました。私たちの現場では、このことが確信となり精神的な後押しになりました。

この要請書を関係者に流し、緒方さんの受給確保について問題提起しました。すると、緒方さんの小中学校の同窓生を含む世話人たちと弁護団がメーリングリストで活発なやりとりをはじめました。

そのなかで、弁護団の一人から総務省が刑事収容施設の入所者の給付実務について発した詳細な事務連絡文書（\*3）が私たちに提供され、そこに記載されたフローチャートから、受刑者は最悪の場合でも住民登録復活の手続きが取れることが分かりました。また、世話人も、特に受刑者の住民票の問題について、それぞれの方法で手続きを調べては共有しあいました。すると別の弁護人が必要な場合に備えて戸籍の附票の写しを取得し同窓生に提供。一方で、世話人会は緒方さんの住民票の所在地確認のため、お母さんからの聴き取りや緒方さんへの問い合わせをし、いま、お母さんの地元の世話人が手続き援助を申し出て対応しています。関係者のチームワークは頼もしい限りです。

この間、緒方さんから住民票所在地の情報とともに、「当所に住所を移している者らには先週末～今週にかけて、申込用紙がどんどん届いている」との様子も伝わっています。

ところで前述の総務省事務連絡では、住民票のない受刑者にも支給するための手続きが記載されていますが、再審連絡会と国民救援会の申し入れが4月27日の月曜付けで、総務省の事務連絡はその週の金曜日、5月1日付けであることが分かります。効果的な要請だったのではないのでしょうか。

最後に、給付金について最初にお母さんに電話したところ、お母さんはご自身が受給できることも知らなかったようでした。緒方さんは高齢で一人暮らしの母親をどれほど案じているでしょう。在獄者だけでなく家族のことを忘れるなど語っていた先輩たちの言葉をかみしめる経験となりました。

**\*1 要請書** 4月27日付、森まさこ法務大臣と同省矯正局長宛ての「新型コロナウイルス感染拡大の下での被告人、受刑者等の生命と健康の確保及び基本的権利の保障（とりわけ家族、支援者の面会制限の是正処置）を求める要請書」。

**\*2 一項目** 項目の文言は、「政府が予定している国民への給付金について、すべての収容者について確実に給付されるよう総務省と調整すること」

**\*3 事務連絡文書** 5月1日付、総務省自治行政局特別定額給付金室長発、各都道府県特別定額給付金担当部長・各指定都市特別定額給付金担当局長宛ての「矯正施設や留置施設等の刑事収容施設等に入所している被収容者等が対象となる特別定額給付金の申請・受給の手續に係る留意事項等について」と題する事務連絡

## 2 仮放免中の外国人:姫路・花田郵便局事件・ジュリアスさん(仮名)のケース

ジュリアスさん（仮名）は日本人の妻と3人の子どもがあり、育児と義理の母の介護をしながら再審請求をたたかっています。彼は2001年に永住許可を取得しましたが、その5日後に起きた強盗事件の犯人とされ、6年間、服役しました。釈放と同時に入管が収容、退去強制令が発布されましたが、その後、仮放免となり、現在、就労や移動の自由を奪われながら、再審請求とは別に退去強制令

の取り消しを求める裁判もたたかっています（大阪高裁係属）。

### 仮放免で住民票のない人の人権問題

彼の受給も心配されたので、特別定額給付金が国籍にかかわらず給付されることが分かった時点で連絡をとりました。しかし、かつて県営住宅への入居問題などでも、住民票がないことを理由に申し込みができなかったこともあり、ジュリアスさんと奥さんは、今回の受給もあきらめていました。しかし、今回は趣旨が違ふと考え、とりあえず、「申請書が届いたら相談しよう。やってみないと分からないが、コロナ長期化に備えて給付は一回きりじゃなく継続してというのが争点になっているから一回目は大事」と、励まし、申請書が届いたら連絡をとりあおうと話しました。

### 山添参議員の質問と高市総務大臣答弁

するとその翌日、日本共産党のしんぶん赤旗に、山添拓参議院議員が5月13日、参院決算委員会で「住民基本台帳に登録できていない人」への給付問題について質問し、「仮放免中の外国人」への給付も求めたという記事を見つけました。その記事には高市早苗総務相が「合法的に滞在している人には給付する」と答弁しているとのことでした。

この報道に大きく励まされ、すぐに弁護士、世話人と情報を共有したところ、ぜひ、山添議員に連絡すべきとの意見を受け、メール送信。秘書の方に事情を話してジュリアスのケースについて情報提供しました。

### 現時点での現場の対応—状況は進行中

すると、その翌日、ジュリアスの奥さんから電話があり、申請書が届き、市と県の窓口の話したが、案の定、「住民票ないから」と受け付けてもらえなかったと言います。すぐに、その次第を山添議員事務所に追加情報として送信し、現場の実態を伝えたと、ちょうど今から難民認定申請中などで住民票のない外国人への総務省、法務省との詰めの会議があるとのことでした。

週が明けて秘書の方から会議の詳細な報告をいただくと、ジュリアスのケースも丁寧に説明して給付を求めてくれており、感涙ものでした。

いずれにせよ、ジュリアスは仮放免とはいえ、法の手続きに沿って滞在しているのですから、大臣答弁にある「合法的に滞在している外国人」に該当するはずです。

仮放免中のジュリアスは就労の自由がなく、3人の育児と義母の介護を含めて、すべて奥さんの収入だけに頼っています。こうしたなか、子どもたちを含め家族みんなに届く給付がジュリアスだけ届かないというのは父親としてどれほど辛いでしょう。

### 法に従って滞在している外国人に給付を

彼は永住許可を取っていますが、仮放免中の人には、在留中に結婚し、在留許可を求めている人、難民申請の再審を求めて順番待ちをしている人など多様です。犯罪を犯したのと違い、仮にとは言え日本の地に居住することを法に基づいて国家が認めて放免しているのです。官の目を盗んで逃亡しているわけではありません。支援者は、地元姫路の支援者を中心に市会議員の協力も得てジュリアス夫妻を支えていこうと話合っています。

## コロナ禍での獄中は——獄中からの手紙

獄中にいる北陵クリニック筋弛緩剤冤罪事件の守大助さんと今市事件の勝又拓哉さんから獄中での様子を伝える手紙が届きましたので、紹介します。

### ●守大助さんの手紙

“第二次再審請求・仙台地裁で再審開始を勝ち取るため、全国の皆さんのお力をもう一度お貸してください。私はどの患者さんにも筋弛緩剤を混入していません。両親が元気であるうちに帰りたい。助けてください”

新型コロナウイルスが全国に広がり収束が見えない状況が続いております。皆さん体調はいかがですか。いつも温かく力強いご支援をいただきありがとうございます。4月の私の誕生日には、お祝い金、誕生日カードが届き、とても感謝しています。私は2月より炊事場・下処理班長となりまして、毎日頑張って作業しています。もちろん第二次再審で勝利するために、書類を読み直し確認作業も続けています。(弁護士の)先生と支援者の方々と第二次のたたかい方について話し合いもできていますので、どうか安心してください。コロナに負けず戦っています。

私の「自白」というのは「虚偽自白」です。取り調べ刑事による暴力的な言葉が続き、脅迫され、その時間がとても恐ろしく耐えることができなくなり、「どうせ調べれば分かることだ」という甘い考えをしてしまい、やってもいないことを認めてしまった。当時の私は父親が警察官だったので、ちゃんと調べてくれると信じていました今はそれが大間違いだったと反省しています。隠された真実を明らかにし強制留学を終わらせたいです。



守大助さん

無実の守大助

### ●勝又拓哉さんの手紙

4月16日に(東京拘置所から移送され)川越少年刑務所に来ました。コロナで作業は中止しておりましたが、5月14日から動作の訓練が始まりました。工場では動作の訓練、大声を出す訓練、体操を覚えたり工場のルールを教えてもらったり。基本動作はクリア、大声を出すのも一応クリア、喉が痛い日々でした。敬語を使うように言われ、これが難しい。今まで敬語と思っていたのは実が違ったりで参りました。日本語ムズカシイですね。工場での作業はストラップを作ることでした。橙色なので、多分神社で売っているやつかな。

6月11日から部屋移動があり、今は独居房で紙袋を作る作業をしています。今は移送待ちの期間なので、移送されるまで紙袋作りと思います。

東京拘置所にいる間はマスクが使えなかったのですが、こちらでは布マスクを3枚もらって洗って使っています。ちなみに5月28日に面会禁止が解除されました。

4月から5月に(拘置所に)来た手紙は250~300通。こちら(川越)に来てからは150通ほどです。その様子を見た別の受刑者同士の会話を偶然聞いてしまいました、「すごい(たくさん)手紙が来ているけど、どこかの組織の幹部とかですかね?」という話が聞こえてきて笑ってしまいました。

移送先がどこになるのか、気になって仕方がない日々です。



勝又拓哉さん

## 名張毒ぶどう酒事件

# 「自白」との矛盾、決定的に

鹿野伸二裁判長の要請で15年ぶり証拠開示

次長 えん罪名張事件・愛知の会 田中哲夫さん

名張毒ぶどう酒事件弁護団は、6月5日、15年ぶりに証拠開示（3月3日付）がされたことを明らかにしました。

弁護団の再三にわたる証拠開示申立に対して検察官がようやく存在を認めた証拠でしたが、当初検察官は、存在は認めつつも「開示の必要はない」としていました。これに対し、昨年12月1日に就任した鹿野伸二裁判長が開示を要請し実現しました。開示されてみれば、「必要がない」とは全くのでたらめで、奥西勝さんの「自白」を真っ向から否定する重要証拠でした。そんな証拠が間もなく60年になろうとするこの事件でずっと隠されていたことに改めて強い憤りを覚えます。

開示された証拠は、懇親会に参加した住民7人の供述調書9通です。このうち3人が、懇親会が始まる前のぶどう酒瓶に「封かん紙が巻かれていた」と証言していました。問題のぶどう酒瓶の蓋は、四つの足をもつ「内蓋」（四ツ足替栓）を、耳が付いた「外蓋」（耳付冠頭）で覆い、さらにその耳の部分に「封かん紙」で巻くという構造をしていました。「封かん紙が巻かれていた」とは、ぶどう酒瓶にはきちんと蓋がされ、未開封の状態だったことを示しています。しかし、奥西勝さんは、毒物を混入するために火ばさみで外蓋を突き上げてはずし、その際封かん紙も破れて落ちたと「自白」させられています。そして、その落ちた王冠も封かん紙もそのままにしておいたとされ、懇親会開始時のぶどう酒瓶は内蓋のみがされている状況のはずでした。それが、内蓋・外蓋・封かん紙、すべてがついていた。まさに、奥西勝さんの「自白」と明らかに矛盾し、その信用性を大きく否定する重大な証拠です。



内蓋・外蓋・封かん紙  
すべてがついた状態の瓶

さらに、第10次再審の新証拠は、封かん紙が貼り直されていたことを示す「糊鑑定」ですが、今回の開示証拠により、真犯人が毒物を混入した痕跡を隠すためにぶどう酒瓶の蓋をもとに戻す偽装工作を行っていたことがより一層明らかになりました。

検察官は、今回の9通の供述調書以外は弁護団が開示を求める証拠は「存在しない」「見当たらない」としていますが、そんなはずはありません。引き続き全面証拠開示を求めることが必要になっています。

提出を拒む検察官に対して開示を要請した鹿野裁判長は、就任早々の昨年12月18日に第10次再審が係属して初めて弁護団と面会し、その後3月13日にも面談しました。岡美代子さんの再審請求から4年間何もしなかった山口裕之、高橋徹両裁判長とは異なる対応を見せています。未だ進行協議はなく、安易な期待は禁物で



四ツ足替栓



耳付冠頭



封かん紙

すが、少なくとも何もしなかった裁判所が変わってきています。この裁判所に再審無罪を求める広範な声を届け、裁判所を励まし、必要な審理を行って即刻再審を開始させるため、コロナのもとで不自由な取り組みを余儀なくされていますが、知恵をしぼって引き続き大きな運動を繰り広げていきたいと思えます。今後ともご支援をよろしくお願いいたします。

## 鹿児島・大崎事件

# 原口さん、4度目の再審請求

弁護団「再審をする以外に正義はない」

1979年10月15日、鹿児島県大崎町で、男性（以下、「四郎さん」とする）の遺体が自宅牛小屋の堆肥の中から発見され、当時、原口アヤ子さんが殺人罪と死体遺棄罪に問われた大崎事件で、3月30日、4回目となる再審請求の申し立てがおこなわれました。



雨の中、再審請求をする弁護団を激励する支援者

### タオルでの絞殺を否定する新証拠

大崎事件・原口さんには第1次の鹿児島地裁、第3次の鹿児島地裁と福岡高裁宮崎支部と、再審開始決定が3度も出されています。しかし、2019年6月25日、最高裁は、原口さんの第3次再審請求を棄却しました。

今回の第4次再審請求の申し立てで弁護団が提出した新証拠は3つです。一つは、鑑定事項を「四郎さんの死亡時期」とした澤野誠・埼玉医科大学総合医療センター高度救命救急センター長の鑑定書（以下、澤野鑑定）です。もう一つは、四郎さんの近所の住人であるIさんとTさんの供述の信用性に関する稲葉光行・立命館大学教授によるコンピュータ解析の手法を用いた供述鑑定（以下、稲葉鑑定）。そして、同じく、IさんとTさんの供述の信用性に関する大橋教授と高木教授の心理学鑑定（大橋・高木第3鑑定）です。

1979年10月12日、四郎さんは、朝から酒浸りで、夕方一人で自転車に乗り、酒や食料を買って帰る途中、自転車ごと落差1メートルもある側溝に自転車ごと転落し、誰かに引き上げられ、ずぶ濡れのまま下半身裸で約2時間30分もの長時間（午後6時ころから午後8時30分ころまで）道路上に寝かされているところを発見され、四郎さんの近所のIさんとTさんによって軽トラックで自宅まで運ばれました。確定判決（原口さんを有罪とした元々の判決）によると、IさんとTさんが、四郎さんを自宅の土間に座らせて退出したのち、午後11時ころ、原口さんが西洋タオルを持って夫の一郎さん（仮名）とその弟の次郎さん（仮名）とともに、四郎さん宅に行き、土間で前後不覚になっている四郎さんに一郎さんと二郎さんが殴る蹴るの暴行を加えたのち、原口さんが一郎さんに西洋タオルを渡し、首を絞めて殺させたことになっています。

第3次再審請求審での新証拠である吉田鑑定では、四郎さんの遺体の写真を見ると、堆肥の中で下になっていた体の色が白っぽくなっているが、絞殺の場合、体内の血液が重力により下方に集まり、死斑となって赤黒くなるはずなので、四郎さんの死因は絞殺ではなく、出血性ショックの可能性が高いというものでした。しかし、吉田鑑定は、出血の箇所については推定を述べるにすぎませんでした

が、昨年6月の最高裁決定は、この点を捉え、「吉田鑑定が出血性ショックの原因として掲げる損傷の中には、・・・十分な所見に基づかないで、写真に写った外表からうかがえる変色のみを根拠に・・・単なる可能性を指摘したにすぎない」と批判しました。

## 死因が事故死を示す新たな鑑定

今回の澤野鑑定は、救命救急医としての経験と再審の医学知識に基づいて、四郎さんの遺体の腸を撮影した写真こそが四郎さんの死因を示すものであり、その基本的な死因は、非閉塞性腸管虚血による広範囲の急性腸管壊死であることを明らかにしました。非閉塞性腸管虚血が発症すると、低体温により血液の凝固障害を来し、凝固障害はさらなる出血を招き、出血によるショックと相まって、全身の臓器の循環不全によって、低体温と酸血症(アシドーシス=血液が酸性側になること)、さらには、凝固障害も促進され、死亡したと考えられるのです。四郎さんは、自転車事故ののち、口に入った泥を吐き出すこともできない運動麻痺の状態にあったのですが、澤野鑑定によれば、その原因は、四郎さんの遺体の頸部写真から頸椎体前出血に伴う非骨傷性頸髄損傷であり、この時、四郎さんの首は、いわばグラグラの状態だったと言えます。この状態で軽トラックに手荒に運ばれると、非骨傷性頸髄損傷が一気に憎悪し、呼吸停止を来す可能性が高いとのこと。

四郎さんを軽トラックで自宅まで運んだ近所の住人のIさんとTさんは、四郎さんは自宅到着後、一人であるいは肩を借りて歩いて自宅に入ったと供述しています。しかし、澤野鑑定によれば、非閉塞性腸管虚血の状態にあるものが「歩く」というようなことは絶対にありえないのです。

## 「被害者」を運んだ2人の供述は信用できない

確定判決だけでなく、昨年6月の最高裁決定も、IさんとTさんが、午後9時過ぎに生きている四郎さんを自宅の土間に座らせて退出したことを前提としています。しかし、今回の稲葉鑑定により、IさんとTさんの供述は、四郎さんを自宅に運んできてから以降は、捜査段階からすら全く異なる供述をしているだけでなく、22年後の第1次請求審での証言で、四郎さんを運んで土間に置いた行為についてだけは、弁護人の質問に沈黙したり、言いよんだりしており、四郎さんを運んで土間に置いた行為についての供述の信用性には疑問があることを明らかにしています。

大橋・高木第3鑑定は、Iさん・Tさんと四郎さんとの間およびIさんとTさんの間の供述には、特に四郎さんを自宅に運んできたとき以降について言語的な相互行為調整が必要な場面が認められるにもかかわらず、言語的な相互行為調整が行われたことを示す供述がないことを指摘して、IさんとTさんの供述は、実際にあった体験を供述したものではない可能性が高いことを明らかにしています。

弁護団は、今回の3つの新証拠は、これまでのどの証拠よりも原口さんの無実を証明するものとして最高の証拠であり、再審を開始する以外に正義はないと自信を持っています。

# 茨城における再審法改正運動

## 自治体の意見書採択運動で勝ちとった成果と課題

国民救援会茨城県本部 事務局次長 大名章文さん

無実の人を救済する再審制度を実現するために、都道府県・市区町村議会で、再審法改正を求める意見書採択の運動が展開されています。県内の全市町村議会に働きかけている茨城県の取り組みを紹介します(報告は6月22日時点)。

国民救援会茨城県本部は、2月の県常任委員会において、県議会及び県内44の全市町村と県議会で6月議会での再審法改正の意見書採択をめざすことを決めました。その後、各地の会員に地元の議員との連絡、協力要請を訴え、2月中にさっそく下館支部で議員を交えた学習会が開かれました。

当初は、各市町村の議会に陳情書を郵送すれば済むと安易に考えていたところ、請願でないと審議されない議会が多く、陳情でも郵送ではだめなど、取り扱いがまちまちでした。そのため、地元議員への協力要請を先に行うこととし、救援会員である日本共産党の議員がいるところはそのルートで、いないところには別ルートで探すことにしました。

まずは共産党の全議員にお願い文と請願書(陳情書)、意見書案、日弁連決議等の資料をメールで配信し、その後東西南北4地区のうち日程調整がつかなかった西部を除いて3地区の議員団会議に出席して趣旨を説明し、協力をお願いしてきました。共産党議員のいないところには、田村会長が関わっている9条の会連絡会や、安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合の関係者と連絡をとり、五霞町では「自分は保守系だがこの問題は大事だから」と紹介議員になってもらいました。ここを含めて、水戸から最も離れた西部地区の7市町には会長が自ら出向いて直接議会事務局に届けてきました。

水戸市では共産党以外に立憲民主党の議員に桜井昌司さんが直接面談して説明し、理解してもらいました。「総務委員会に所属しているため紹介議員になれない」という制限があるところでは、他党派に紹介議員をお願いしなければなりません。東海村では、2つの党派代表者に連絡をしてアポをとり、レクチャーの時間をとってもらい、2名の紹介議員を得ました。守谷市では共産党の議員が国民民主党など他党派の議員に呼びかけて4名の紹介議員を得ました。つくばみらい市の議員からは、「全議員に資料を郵送して欲しい」、かすみがうら市でも「全議員分にパンフを配るから送って」との要望が出されました。

救援会では、常任委員で担当を決め、個別に議員と連絡を取り合って、陳情・請願の別を相談しながら、救援会茨城県本部が請願(陳情)団体となって6月議会に向けて39自治体に提出しました(残り8自治体は9月議会に提出予定)。

議会によって書式も異なり、陳情者の制限(地元住民でないと審議されない)、請願者の意見陳述の可否など、個別に連絡をとらなければ提出に至りません。一旦提出したものを書き直すことも多く、提出期限をにらみながら悪戦苦闘の連続でした。

請願(陳情)書提出後、委員会で請願者(陳情者)が趣旨説明できたのは7市町村(今後1市予定)でした。他の自治体請願は紹介議員による趣旨説明でしたので、南部地区の議員には予め趣旨説明の



大名章文さん

文案を配り、参考にしてもらいました。

審議された委員会では、「冤罪の件数は？」「再審の件数は？」「国会の審議状況は？」「当事者主義とは？」「外国の検察官上訴の状況は？」「地方議会で意見書をあげる意味は」等々、様々な質問が出されました。これに答えるべく、最高裁の司法統計や日弁連決議の「提案理由」などを準備し、NHKの視点・論点（周防正行さんの講演）や6月8日付朝日新聞の袴田事件の記事なども説明資料にとじ込んで質問に臨みました。

結果として、本日までに採択された議会は、城里町、取手市（全会一致）、牛久市、守谷市、かすみがうら市（全会一致）、阿見町、古河市、五霞町の8市町で、不採択が6市です。継続審査が12市村ですが、閉会中に陳情者の趣旨説明の日程が決まった常陸大宮市や、救援会が推薦するDVD鑑賞会を行うことを決めた東海村など、前向きな自治体もあり、ほかでも働きかけを強める予定です。

地方議員になぜ今再審法の改正かを理解してもらうには個別の冤罪事件の「ひどさ」を訴えるのが一番でした。茨城だから布川事件は知っているだろう、などという先入観は見事にはずれたものの、直近の湖東記念病院事件の再審無罪判決は印象に残っている方もおり、趣旨説明には納得してもらえたと思っています。けれども、採否の判断を分けたのは、請願（陳情）内容ではなく、「国会のことは国会に任せればいい」というような地方自治法99条への無理解（一部には紹介議員の所属政党への対応）ではなかったかと思います。

疑問やアドバイスを受けた中で得たいくつかの教訓があります。

まず、請願か陳情かを地元議員や議会事務局によく聞いて確認する必要があります。ホームページに「陳情も請願も同様に扱う」とあり、議員からも大丈夫といわれていたのに、委員会の判断で陳情が「配布のみ」で終わったところが5自治体もありました。（可能な自治体には「請願」で出し直します）

次に、請願書も意見書案もできるだけ分かりやすい文章にすることです。『無辜の救済』から始まる請願書に、「何と読むのか」「そんな難しい言葉から始まる文章では困る」との意見。さらに、「請願（陳情）書と意見書案はほぼ同じ内容にしないと2つの文書の説明が必要になる」とか、「請願（陳情）項目を末尾に明示すること」「『・・・意見書の採択と提出を求める』から『意見書の提出を求める』に訂正して欲しい」など、議員や議会事務局からの注文をその都度反映していき、当初の請願（陳情）書と後からのそれでは大分変わりました。

また、救援会の支部があるところでは、請願者に支部を連記するとか、地元住民の署名を添えるなどの取り組みがあれば良かったとの反省もあります。

茨城では初めての取り組みでしたがとても良い経験になりました。継続審査や9月議会への取り組みも含め、できるだけ採択自治体を増やしていこうと決意を新たにしているところです。

## なくそう冤罪、救おう無実の人びと 全国いっせい宣伝行動2020

# 各地で工夫と旺盛な取り組み

## コロナ禍での制限の中、宣伝や折り込み

冤罪に苦しむ人をなくそうと、1975年に出された最高裁白鳥決定にちなみ、毎年5月20日を中心に行われている全国いっせい宣伝行動。今年は、コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言によって街頭での活動が大幅に制限されるなか、各地で創意工夫をこらした取り組みがもたれています。一

部を紹介します。

●長生園不明金事件の真相を究明する会

## マスクと手袋で感染防止し、街頭で宣伝

「長生園不明金事件の真相を究明する会」と国民救援会口丹支部は5月18日、京都府南丹市のJR園部駅前で宣伝行動に8人で取り組みました。

午前6時50分、園部駅西口前にのぼりとプラスターを設置し横断幕を掲げた会員が立ち、通勤・通学者に本部から届いたカラーの「無実の人を助けた



宣伝行動した口丹支部と「長生園不明金事件の真相を究明する会」の皆さん

い」ビラと「真相究明の会は訴えます」シリーズ第8弾ビラ「不当な逮捕から21年、西岡廣子さんは無実です」をセットして配りました。

企業は出社制限、学校は休校、不要不急の外出自粛が要請されており、通行者は本当にまばらでしたが、マスク・手袋の装備をして「お早うございます」「お勤めご苦労様です」「ぜひお読みください」と声をかけてビラを配りました。ビラは例年の半分100枚程度しか渡せませんでした。通行者からは、横断幕を見ながら「まだ続いているんや」「ご苦労さま」などの声が寄せられました。

また、長生園事件のシリーズビラを新聞に折り込んだところ、読んだ人から連絡があり「ほうっておけない」と真相究明する会へ入会されました。訴えれば必ず運動は広がります。

(国民救援会口丹支部 事務局長・山岡良右さん)

### 今後の主な日程

- ▼6月30日(火) 名張毒ぶどう酒事件要請行動 13時30分 名古屋高裁 15時 名古屋高検
- ▼7月 3日(金) 布川国賠進行協議(弁論は延期、協議はオンラインで非公開)
- ▼7月 9日(木) 青木国賠 大阪地裁 10時30分
- ▼7月13日(月) 東京・乳腺外科医師冤罪事件判決 東京高裁 14時
- ▼7月28日(火) 特養あずみの里控訴審判決 東京高裁 15時
- ▼7月29日(水) 名張毒ぶどう酒事件要請行動 13時30分 名古屋高裁 15時 名古屋高検
- ▼8月 1日(土) 豊川幼児殺人事件田邊さんを守る会第9回総会 14時 豊川市勤労福祉会館
- ▼8月20日(木) 名張毒ぶどう酒事件要請行動 13時30分 名古屋高裁 15時 名古屋高検

## 参考資料 韓国矯正施設の電話事情に関する新聞記事

※本文5ページ

### [ファイナンシャルニュース]

国家人権委員会は、教導所内の外国人収容者の電話使用を拡大するための具体的な方策を講じなければならないという意見を法務部長官に伝えたと、4日明らかにした。

人権委によると、A 教導所の場合、外国人収容者の割合が 50%を超えるが、訪問面接は 30%を下回っている。今年 8 月末基準で外国人収容者は 2310 人で、全体(5 万 5110 人)の 4.2%水準だ。

人権委は「外国人収容者の場合は、言語疎通の問題などで受け入れ生活に苦情や孤立感が大きく、精神衛生上の問題が悪化される」とし、「しかし、これらの多くは、訪問面会が事実上難しく有線通信に依存せざるをえない。電話の使用処遇を改善する必要がある」と指摘した。また「特殊な状況である外国人収容者の場合には、特別な必要事項を考慮した処遇は、差別行為に該当しない」と付け加えた。

一方、人権委は、今年 1 月にも、外国人収容者が文化などの違いで、国内矯正施設での困難を経験するしかなく、更生を通じた啓発と社会復帰も本国で達成することができるので、外国人の長期収容者は、本国移送意志が確認されれば、積極的対策案が必要だと法務部長官に意見を表明している。

bhoon@fnnews.com イ・ビョンフン記者

### [ソウル新聞] 「家族の声も聞いていたら」

旧正月連休も矯正施設に閉じ込められている収容者は、祝日が近づくと家族に会えないための鬱病がたくさん出るとされている。祝日特別休暇(一時帰宅)は夢にも見るできないので、彼らにとって最高の贈り物は、家族との電話通話をするのである。しかし、これも自由に享受することができない。収容者たちが電話できる回数が決まっているからだ。

法務部矯正本部によると、収容者は開放処遇級(1級)、緩和処遇級(2級)、一般処遇級(3級)、中(重)処遇級(4級)など大きく4等級に分けられる。模範囚に該当する開放処遇級は一ヶ月に最大5回、緩和処遇級は最大3回まで外部との通話が可能になる。

一般処遇級と中(重)処遇級は、原則的には電話をすることができないが、必要な場合に限り、月 2 回まで

可能である。死刑確定者も心理的な安定と円満な収容生活のために必要と認められる場合、月に 3 回以内の範囲で電話をかけることができる。

収容者の評価は、入所後の分類スクリーニングで罪名、刑期、罪質、再犯の有無などによって定める。通常、初犯であれば3級に該当する一般処遇級から始める。つまり入所した当初は電話をかけることができないわけだ。しかし、収監態度が良く初犯に該当する場合、一定期間後の評価が上方調整される。もちろん収監期間中に罰を受けると評価が下がることもある。

矯正施設から電話するには、事前に使用の申請をしなければならない。特別な事情がない限りは、1日に1回を原則とする。祝日にはできず、通話も最大3分を超えない。通話後2分40秒後にビープ音が鳴り、3分経過すると自動的にきれる。

電話は自費負担が原則である。収容者が直接電話カードを購入して使用する。ただし領置金残高がない者や、更生成績が良好な者には、刑務所が電話カードを貸したりもする。

特に祝日を控えて電話申し込みをする者が多い。このような事情を勘案し、光州教導所は正月特別電話の使用対象者を選定して「電話チャンス」を与える。この特典は既定の電話回数に含まれない。

開放処遇級、緩和処遇級の収容生活に優れた者が選ばれるが、一般処遇級と中(重)処遇級の中から、炊事やゴミの分別などの手当業務をした者も選ばれる。一般処遇級と中(重)処遇級は、通常の電話をする機会がないので、祝日に一度与えられる電話チャンスを大事にするしかない。この場合にも、通話料金は自費である。

光州教導所関係者は「ほとんどの者は家族と通話するが、家族がいない者は、友人や知人、更生委員に連絡することもある」と述べた。

法務部関係者も、「収容者が出所した時に戻るのは、やはり家庭しかない」とし、「家庭の絆は再犯率と密接な関連があるだけに、家族関係回復プログラムに気を使っている」とした。

(註 法務部＝日本の法務省に相当)